

埼玉県私立高等学校等 奨学のための給付金のお知らせ

〈県外校用〉



- 埼玉県では、高校生等の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済の必要のない「奨学のための給付金」を支給しています。
- 埼玉県内に居住し、埼玉県以外の団体が認可した学校（県外校）に通われている方向けのリーフレットです。
- 新入生が対象となる早期給付申請をした方についても、7月以降の一般申請を改めてしていただく必要がありますので御注意ください。



左記のQRコードから学事課のホームページにお進みいただけます。
インターネットで検索する場合は下記のキーワードを入力してください。

埼玉県私立 奨学のための給付金

電話でのお問い合わせは、「学費軽減ヘルプデスク」までお願いします。
TEL：048-830-2725（平日：午前8：30～午後5：15）

○給付を受けることができる世帯

基準日（原則は令和6年7月1日）現在で以下の要件を全て満たしている世帯が支給の対象です。

- ①生活保護（生業扶助）受給世帯*¹又は非課税世帯*²である*³
- ②保護者等*⁴が埼玉県内に住所を有している
- ③生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援を含む）の受給資格を有している（特別支援学校を除く）

- * 1 生活保護（生業扶助）受給世帯とは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている世帯を指します。
- * 2 非課税世帯とは、令和6年度（非）課税証明書に記載されている保護者等全員の定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯を指します。
- * 3 令和6年1月1日時点で海外に在住している場合等、日本国内における保護者等全員の令和6年度分の住民税の課税状況が証明できない場合は対象外となります。
- * 4 「保護者等」は原則親権者を指しますが、親権者が不在の場合等の例外もあります。詳細については、当課学費軽減ヘルプデスクにお問い合わせください。

○給付額

申請対象生徒	世帯区分	給付額	
全日制の高等学校等に在籍 通信制の高等学校等に在籍	生活保護（生業扶助）受給世帯	52,600円	
全日制の高等学校等に在籍 本制度でいう「兄弟姉妹」は、 15歳（中学生を除く）以上23歳未満の 兄弟姉妹を指します。 （基準日が令和6年7月1日の場合、 平成13年7月3日～平成21年 7月2日生まれ）	・申請対象生徒に <u>兄弟姉妹</u> がない場合 ・申請対象生徒は <u>兄弟姉妹</u> の中で最年長であり、保護者等が通信制 高等学校又は高等学校等専攻科* ¹ に在籍している他弟妹を扶養* ² していない場合	142,600円 （第一子区分）	
	住民税の 所得割が 非課税	申請対象生徒は <u>兄弟姉妹</u> で最年長であり、保護者等が通信制高等 学校又は専攻科* ¹ に在籍している他弟妹を扶養* ² している場合	152,000円 （第二子以降区分）
		申請対象生徒は <u>兄弟姉妹</u> の中で最年長ではなく、保護者等が高校 生等* ³ の他兄姉を扶養* ² している場合	
		保護者等が申請対象生徒以外に高校生等* ³ ではない <u>兄弟姉妹</u> を扶養* ² している場合	
通信制の高等学校等に在籍 高等学校等専攻科に在籍	—	52,100円	

- * 1 高等学校及び中等教育学校（後期課程）の専攻科の学科のうち、「大学への編入学基準を満たす課程を有するもの」又は「国家資格者養成課程を有するもの」のことを指します。
 - * 2 健康保険において、申請対象生徒と兄弟姉妹の被保険者が同一であることを指します。
 - * 3 高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金（学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援を含む）の受給資格を有している生徒を指します（特別支援学校を除く）。
- ※ 今年度に早期給付を受給されている場合は、上記の給付額から早期給付で既に支給された額を差し引いた金額が給付額となります。

○申請方法

以下の提出書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

受付期限：令和6年9月6日（金曜日）まで

	提出書類	対象世帯
1	振込口座の通帳等 ※ 金融機関名（コード）・支店名（コード）・口座番号・口座名義（カタカナ）がわかるもの	全世帯
2	在学証明書 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学期間が証明したもの	全世帯
3	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
4	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は 生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書 ※ 基準日以降に証明を受けたもの	生活保護（生業扶助） 受給世帯
5	保護者等全員の令和6年度（非）課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの	非課税世帯
6	個人対象要件証明書	高等学校等専攻科に 在籍する場合

○電子申請の対応が難しい場合

以下の提出書類を当課へ送達過程を記録できる方法（簡易書留等）で郵送してください。

受付期限：令和6年9月6日（金曜日）まで（当課必着）

郵送先：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1 埼玉県学事課高等学校担当宛て

※ 申請書到着確認のお問い合わせにはお答えできません。

※ 送達過程を記録できる方法（簡易書留等）以外で郵送し、当課の定める期限までに書類の到着が確認できない場合は、申請を受け付けません。

	提出書類	対象世帯
1	埼玉県私立高等学校奨学のための給付金受給申請書（表・裏）	全世帯
2	振込口座届 及び 振込口座の通帳等のコピー ※ 金融機関名（コード）・支店名（コード）・口座番号・口座名義（カタカナ）がわかるもの	全世帯
3	在学証明書 ※ 全日制、通信制等の課程が記載されたもので、基準日現在の在籍を在学期間が証明したもの	全世帯
4	世帯全員の住民票（続柄が記載されたもの） ※ 基準日以降に発行されたもので、マイナンバーが記載されていないもの	全世帯
5	生業扶助（高等学校等就学費）受給証明書 又は 生業扶助を受給していることがわかる福祉事務所発行の証明書 ※ 基準日以降に証明を受けたもの	生活保護（生業扶助） 受給世帯
6	保護者等全員の令和6年度（非）課税証明書 ※ 道府県民税所得割及び市町村民税所得割の記載があるもの	非課税世帯
7	扶養誓約書 ※ 兄弟姉妹がない場合、又は申請対象生徒が通信制高校若しくは専攻科に通学している場合は不要	非課税世帯
8	個人対象要件証明書	高等学校等専攻科に 在籍する場合

○課税額の確認方法

令和6年度 (非) 課税証明書				〇〇第〇〇〇号	
賦課期日現在の住所及び氏名					
令和5年分の所得の内容		所得控除の内容		令和6年度 市・県民税	
給与収入		社会保険料控除		市 民 税	所得割 0円
公的年金等収入		生命保険料控除			均等割
所得の種類	給与所得 (以下余白)	損害保険料控除		県 民 税	所得割 0円
		配偶者控除			均等割
		配偶者特別控除			年 税 額
		扶養控除		令和6年度課税標準額	
		基礎控除 (以下余白)		総 所 得 分	
所得の合計		繰越控除		分離課税分	
				控除対象配偶者の有無	
				一 般	普通障害
				特 定	特別障害
				老 人	年 少

道府県民税所得割及び市町村民税所得割の課税額は、市区町村役場の窓口等で取得できる(非)課税証明書で確認できます。

- ※ お住まいの市区町村により、「所得証明書」等、名称が異なる場合があります。
- ※ 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の欄が非課税(0円)の場合、非課税世帯として支給対象になります。

○災害等により制服を喪失・毀損した場合の加算支給について

令和6年1月1日以降に発生した災害等(自然災害や火災等)により、着用を義務付けられている制服を喪失・毀損し、制服を再度購入した際は、加算支給(81,000円)の対象となる場合があります(生活保護(生業扶助)受給世帯は除く)。申請方法の詳細は、当課ホームページを御確認ください。

受付期限：令和7年2月21日(金曜日)まで(当課必着)

以下、家計急変世帯の御案内です。

○給付を受けることができる世帯

以下の要件を全て満たしている場合、2ページの世帯区分に応じた補助を受給できます。

- ①基準日(原則は令和6年7月1日)現在で、生活保護(生業扶助)を受けていない世帯
- ②令和6年度の定額減税後の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が課税されている世帯
- ③失職(定年退職、自己の責めに帰する理由による自己都合退職等は対象外)・廃業・死亡・離婚・傷病による休職・災害等に起因する収入減により家計が急変し、保護者等全員の令和7年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税に相当すると認められる世帯
- ④基準日現在で、保護者等が埼玉県内に住所を有している
- ⑤基準日現在で、生徒が高等学校等就学支援金の対象校に在籍し、かつ高等学校等就学支援金(学び直しへの支援又は専攻科の生徒への修学支援を含む)の受給資格を有している(特別支援学校を除く)

○給付額

家計の急変時期により給付額が月割りとなります。家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

○申請方法

3ページの提出書類に加えて、5ページの家計急変世帯が必要な書類を御用意の上、当課のホームページから電子申請を行ってください。

家計急変世帯の受付期限：令和7年2月21日(金曜日)まで

- ※ 電子申請の対応が難しい場合は、送達過程を記録できる方法(簡易書留等)で令和7年2月21日(金曜日)まで(当課必着)に郵送してください。

非課税相当の目安

- 3人世帯：年収約221万円未満
- 4人世帯：年収約271万円未満
- 5人世帯：年収約321万円未満

○提出書類（家計急変世帯）

	提出書類	家計急変事由			
		失職・廃業	死亡・離婚	傷病による休職	災害等に起因する収入減
1	一般申請と同様	3ページに掲載の 全世帯 が必要な提出書類			
2	扶養親族の状況を 確認する書類	扶養誓約書（電子申請の場合は不要） ※ 申請者が扶養している親族全員を記入してください。			
3	令和6年度に道府県 民税所得割及び市町 村民税所得割が課税 されていることを確 認する書類	保護者等全員の令和6年度の課税証明書			
4	急変後の収入・所得 を証明する書類	○給与所得者：源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間給与見込 （提出できない場合は、直近3か月分の給与明細の写し） ○個人事業主：「令和6年分の確定申告書の写し」又は 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」*1*2			
5	急変事由を証明する 書類①	○給与所得者：雇用保険 受給資格者証の写し （提出できない場合は、 離職票、退職証明書、退 職辞令書等の写し） ○個人事業主：破産手続 開始通知書、廃業等届出 書等の写し	戸籍全部事項証明書	医師による診断書等の写 し かつ 休職証明書等 の写し	収入減が災害等に 起因することを 証明できるもの*3
6	急変事由を証明する 書類②	家計急変事由調査票（電子申請の場合は不要）			

上記以外に必要な書類が生じることもありますので、家計急変世帯に当てはまることとなった場合は、当課学費軽減ヘルプデスクに早急に御連絡ください。

- * 1 「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」とは、令和7年度の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税になると想定される旨を証明したものです。
- * 2 「令和6年分の確定申告書の写し」又は「税理士又は公認会計士の作成した証明書類」を提出できない場合は、以下の（1）～（3）の書類を全て御用意ください。
 - （1）年間収支見込計算表（様式第16号）
 - （2）直近3か月分の証ひょう書類（売上台帳等）
 - （3）令和5年分確定申告書（写し）
 - ・白色申告の場合、「申告書第一表」及び「収支内訳書」
 - ・青色申告の場合、「申告書第一表」及び「青色申告決算書」
- * 3 罹災証明書（被災証明書やこれらに類する公的書類）等。